



平成■■■年 第■■■号

(公正証書作成日 平成■■■年■■■月■■■日)

委任契約及び任意後見契約公正証書

本公証人は、委任する人 ●●●○○さん（以下、「○○さん」という。）と受任する人 ●●●□□さん（以下、「□□さん」という。）の依頼を受けて、双方の述べる契約の内容を聞き、その趣旨を書き取って、この証書を作成する。

第 1 委任契約

第 1 条（契約の趣旨）

○○さんは、現在、自宅において何不自由なく暮らしていますが、将来の判断能力の低下や車椅子生活・寝たきり状態・手が不自由で文字が書けないなどの事由により、預貯金の払戻しや印鑑証明書・戸籍謄本の取得などが困難になる状態に備え、□□さんに対し、本日以降、○○さんの生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下、「委任事務」といいます。）を委任し、法律上の正式な代理権を与えるものです。

第 2 条（任意後見契約との関係）

- 1 この契約を結んだ後、〇〇さんが精神上的の病気等により判断能力が不十分な状況になり、□□さんが第2の任意後見契約（以下、「任意後見契約」といいます。）による後見事務を行うのがよいと認めたときは、□□さんは、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければなりません。
- 2 この契約は、任意後見契約について、任意後見監督人が選任され、効力が生じたときに終了します。

第3条（委任事務の範囲）

〇〇さんは、□□さんに対し、「別紙代理権目録（委任契約）」に記載してある委任事務（以下、「本件委任事務」といいます。）を委任し、□□さんにその事務処理のための代理権を与えます。

第4条（証書等の引渡し等）

- 1 〇〇さんは、□□さんに対し、本件委任事務処理を処理するために、必要と認める次の証書等を、その必要に応じて引き渡します。

- ① 登記済権利証・登記識別情報
- ② 実印・銀行印
- ③ 印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番

号（マイナンバー）カード、個人番号（マイナンバー）通知カード

- ④ 預貯金通帳
- ⑤ キャッシュカード
- ⑥ 有価証券・その他預り証
- ⑦ 年金関係書類
- ⑧ 健康保険証・介護保険証
- ⑨ 土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類
- ⑩ その他本件委任事務を行うために必要な一切の書類

2 □□さんは、前項の書類等の引渡しを受けたときは、○○さんに対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付してこれを保管し、この証書等を本件委任事務の処理のために使用することができるものとします。

第5条（費用の負担）

□□さんが本件委任事務を処理するために必要な費用は、○○さんの負担とし、□□さんは、管理している○○さんの財産の中からこれを支出することができます。

第6条（報酬）

□□さんの本件委任事務処理は、無報酬とします。

第7条（報告）

- 1 □□さんは、○○さんに対し、3か月ごとに、本件委任事務処理の状況について報告書を提出して報告します。
- 2 ○○さんは、□□さんに対し、いつでも、本件委任契約事務処理の状況について報告を求めることができます。

第8条（契約の変更）

本契約に定めた代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってしなければなりません。

第9条（契約の解除）

○○さんと□□さんは、いつでも、この契約を解除することができます。ただし、この委任契約を解除する場合は、任意後見契約とともに解除しなければなりません。この解除の書面の署名、押印は○○さんと□□さんが自ら行い、その証明を公証人から受けなければなりません。

第10条（契約の終了）

本契約は、第2条第2項に定める場合のほか、次の場合に終了します。

- ① ○○さん又は□□さんが死亡又は破産したとき。
- ② ○○さん又は□□さんが後見開始の審判を受けたとき。
- ③ 本委任契約が解除されたとき。

